

第7節 指定場所における禁止行為の制止義務

指定場所では、入口などの見やすい場所に標識を設けて、喫煙、裸火使用及び危険物品の持込みなどが禁止されていることを、利用者に知らせていますが、もし、指定場所において喫煙など禁止されている行為を行っている人がいる場合には、指定場所の関係者はこれをやめさせなければなりません。(条例第23条第4項)(第3章、1、(1)「根拠条例等」を参照)

屋内展示場、劇場、映画スタジオなど、一時的に占有する主催者がいる場合には、建物の所有者や防火管理者などの関係者は、主催者に対して規制の趣旨を理解させ、制止義務とその方法について徹底しておく必要があります。

なお、この制止義務を怠った場合には、条例により罰せられる場合があります。

